資料１－①

第６期北海道障がい福祉計画推進管理票

【推進項目】	【担当係】
１　北海道障がい者条例の施策の推進	地域支援係

【目的】

障がいがあっても安心して地域で暮らすことができる社会づくりを目指し、障がいのある人の権利擁護の推進と暮らしやすい地域づくりや就労支援を推進するため、各種施策の取組を進めます。

【推進施策】

①北海道障がい者条例の施策の推進

【取組内容】

１　相談支援体制等の市町村の取組に対する、地域づくりガイドラインを活用した支援

２　障がいのある人の権利の実現や社会参加を確保するための社会生活に関する取組

【関連する成果目標】

項目	目標値	実績（進捗率）		
		R3	R4	R5
目標値の設定なし				

【工程表】

取組番号	R3	R4	R5
1	地域づくりコーディネーターと連携し地域づくりガイドラインを活用した市町村への支援	地域づくりコーディネーターと連携し地域づくりガイドラインを活用した市町村への支援	地域づくりコーディネーターと連携し地域づくりガイドラインを活用した市町村への支援
2	分野毎の障がい者施策の推進状況の確認	分野毎の障がい者施策の推進状況の確認	分野毎の障がい者施策の推進状況の確認

【取組状況】

取組番号	R3	R4	R5
1	地域づくりコーディネーターと連携し地域づくりガイドラインを活用した市町村への支援を実施		

2	障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部において、分野毎の障がい者施策の推進状況を報告		

【評価・改善】

■Ｒ３年度の実績・Ｒ４年度の取組状況を踏まえて

○課題と今後の対応
・障がいがあっても安心して地域で暮らすことができる社会をつくるため、障がい者条例に基づく各種施策等の取組を、福祉分野以外の施策とも連携し全庁一体となって進めるとともに、道民に対し条例の施策の周知を更に行う。
○評価（R4年度施策推進審議会での意見）

評価区分（※）	
B	・障がいがあっても安心して地域で暮らすことができる社会をつくるため、農林水産業との連携、人権、教育など福祉分野以外の施策とも連携し、引き続き障がい者条例に基づく各種施策等の取組を全庁一体となって進めるとともに、条例の理念について道民への理解促進を図る必要がある。

○令和５年度に向けた改善の方向性（R4年度施策推進審議会での意見）

・各種施策のより一層の連携や情報共有などを図り、今後とも障がい者が暮らしやすい地域づくりに向け、全庁を挙げて積極的に取り組むとともに、各種媒体により道民に対し条例に基づく各種施策の周知を行う。

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■Ｒ４年度の実績・Ｒ５年度の取組状況を踏まえて

○課題と今後の対応
○評価（R5年度施策推進審議会での意見）

評価区分（※）	

○次期計画に向けての意見や方向性（R5年度施策推進審議会での意見）

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■Ｒ５年度の実績踏まえ、第６期計画の成果等

○３年間の取組状況と目標達成状況
○評価（R6年度施策推進審議会での意見）

評価区分 （※）	

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

資料１－②

第６期北海道障がい福祉計画推進管理票

【推進項目】	【担当係】
２　権利擁護の推進	地域支援係

【目的】

北海道障がい者条例や障害者虐待防止法及び障害者差別解消法に則して、虐待や差別の解消に取り組むなど、より一層、権利擁護を推進します。

【推進施策】

①暮らしづらさを解消するための取組
②虐待の防止
③差別等を解消するための取組の推進
④意思決定支援の推進

【取組内容】

１．障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会における相談・申立の受付、協議・あっせん
２．北海道障がい者権利擁護センターにおける虐待相談・通報の受付
３．障がい者虐待防止・権利擁護研修の開催
４．差別解消道民フォーラムの開催
５．北海道成年後見制度利用促進体制整備連絡調整会議の開催

【関連する成果目標】

項目	目標値	実績（進捗率）		
		R3	R4	R5
目標値の設定なし				

【工程表】

取組番号	R3	R4	R5
1	１４圏域において通年対応	１４圏域において通年対応	１４圏域において通年対応
2	本庁において通年対応 虐待対応状況調査の実施	本庁において通年対応 虐待対応状況調査の実施	本庁において通年対応 虐待対応状況調査の実施
3	・本庁において司法面接研修及び施設従事者向け研修の開催 ・１４圏域において市町村向け研修の開催	・本庁において司法面接研修及び施設従事者向け研修の開催 ・１４圏域において市町村向け研修の開催	・本庁において司法面接研修及び施設従事者向け研修の開催 ・１４圏域において市町村向け研修の開催
4	障害者差別解消法の改正	障害者差別解消法の改正	障害者差別解消法の改正

	を踏まえたフォーラムの開催	を踏まえたフォーラムの開催	を踏まえたフォーラムの開催
５	本庁にて適宜開催	本庁にて適宜開催	本庁にて適宜開催

【取組状況】

取組番号	R3	R4	R5
１	委員会：道内１４局で延べ２５回開催 相談等通年対応		
２	相談・通報処理件数１０８件 （うち虐待相談４５件）		
３	・施設従事者向け研修 （オンライン） ・市町村研修（１４圏域） ・行政職員向け司法面接研修 （オンライン）		
４	道内１カ所で実施 （札幌（オンライン同時配信））		
５	６月に開催		

【評価・改善】

■Ｒ３年度の実績・Ｒ４年度の取組状況を踏まえて

○課題と今後の対応

・虐待件数は減少していないことから、事業者への研修の実施など引き続き虐待防止に効果的な施策を推進する。

・差別解消については、法改正により、民間企業に対しての合理的配慮の提供が義務化されたことから、民間企業への普及啓発を重点とした取組を進めるとともに、引き続き、マスメディア、教育と連携した普及啓発を実施する。

○評価（R4年度施策推進審議会での意見）

評価区分（※）	
B	虐待防止の取組について引き続き推進するとともに、差別解消法の普及について、法改正を踏まえた普及啓発を進める必要がある。

○令和５年度に向けた改善の方向性（R4年度施策推進審議会での意見）

・差別解消フォーラムにおいて法改正の内容の周知を図るとともに、見た目ではわかりづらい障がいへの理解や障害者虐待防止法等を学ぶ機会を設けるなど、更に効果的な取組みを行う。

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■Ｒ４年度の実績・Ｒ５年度の取組状況を踏まえて

○課題と今後の対応
○評価（R5年度施策推進審議会での意見）

評価区分 （※）	

○次期計画に向けての意見や方向性（R5年度施策推進審議会での意見）

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■Ｒ５年度の実績踏まえ、第６期計画の成果等

○３年間の取組状況と目標達成状況
○評価（R6年度施策推進審議会での意見）

評価区分 （※）	

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

資料１－③

第６期北海道障がい福祉計画推進管理票

【推進項目】	【担当係】
３　地域生活支援体制の充実	地域支援係 社会参加係

【目的】

施設入所者の意向を把握し、受入地域と施設との連携や地域生活移行後のフォローについて関係者との連携を図り、退所可能な方々の地域生活への移行促進を図るほか、道が行う広域的・専門的な相談支援や市町村における相談支援の充実など、さらなる相談体制などの整備を推進します。

また、乳幼児期や学齢期、就労期、老齢期といったライフサイクルを通じた一貫した支援ができるよう関係機関等の連携による取組や在宅で生活する障がいのある人の高齢化や重度化さらには生活を支えていた親が亡くなった後でも、地域での生活が継続できる体制整備を促進します。

【推進施策】

①相談支援体制の確保
②障がい者の地域生活への移行促進
③地域生活支援拠点等の整備
④自立と社会参加の促進
⑤ライフサイクルを通じた関係機関の連携強化

【取組内容】

１．地域づくりコーディネーターを活用した地域の相談支援体制の構築に関する市町村への指導・助言
２．地域づくりコーディネーターを活用した障がい者が住み慣れた地域での生活の実現に向けた総合的・広域的な支援
３．地域生活支援拠点等の整備促進のための圏域会議の開催及び地域づくりコーディネーターによる支援
４．関係団体と連携した障がい者の文化芸術活動への支援並びに視覚に障がいのある人が情報を入手しやすくするための用具の普及促進及び情報の入手や操作が困難な障がいのある人に対する支援
５．地域づくりコーディネーター等を活用した地域の関係機関によるネットワーク構築に関する市町村への助言

【関連する成果目標】

項目	目標値	実績（進捗率）		
		R3	R4	R5
地域生活移行者数	234人	59人		
施設入所者の減少見込数	415人	120人		
地域生活支援拠点等の整備	21か所以上	35か所		

【工程表】

取組番号	R3	R4	R5
1	地域づくりコーディネーターと連携した市町村への支援	地域づくりコーディネーターと連携した市町村への支援	地域づくりコーディネーターと連携した市町村への支援
2	地域づくりコーディネーターと連携した障がい者が地域で安心して暮らせる体制づくりへの支援	地域づくりコーディネーターと連携した障がい者が地域で安心して暮らせる体制づくりへの支援	地域づくりコーディネーターと連携した障がい者が地域で安心して暮らせる体制づくりへの支援
3	地域づくりコーディネーターと連携した市町村への支援を実施	地域づくりコーディネーターと連携した市町村への支援を実施	地域づくりコーディネーターと連携した市町村への支援を実施
4	障がい者の文化芸術活動及び読書バリアフリー等の推進を通じて障がい者が自立と社会参加できる体制づくりへの支援を実施	障がい者の文化芸術活動及び読書バリアフリー等の推進を通じて障がい者が自立と社会参加できる体制づくりへの支援を実施	障がい者の文化芸術活動及び読書バリアフリー等の推進を通じて障がい者が自立と社会参加できる体制づくりへの支援を実施
5	地域づくりコーディネーターを活用した広域的支援や振興局の地域づくり委員会を活用した誰もが暮らしやすい地域づくりの推進	地域づくりコーディネーターを活用した広域的支援や振興局の地域づくり委員会を活用した誰もが暮らしやすい地域づくりの推進	地域づくりコーディネーターを活用した広域的支援や振興局の地域づくり委員会を活用した誰もが暮らしやすい地域づくりの推進

【取組状況】

取組番号	R3	R4	R5
1	地域づくりガイドラインや支援方針に基づき、地域づくりコーディネーターと連携した市町村への支援を実施		
2	地域づくりコーディネーターと連携した障がい者が地域で安心して暮らせる体制づくりへの支援を実施		
3	地域づくりコーディネーターと連携した市町村への支援を実施		

4	・市町村地域生活支援事業の活用の働きかけを実施 ・視覚障がい者情報提供施設への補助を実施 ・北海道・北東北ブロック障害者芸術文化活動支援センターと、北海道支援センターの設置に向けた取組の検討を実施		
5	地域づくりコーディネーターを活用した保健・医療機関や福祉関係機関との連携を支援 各振興局での地域づくり委員会の開催（25回）		

【評価・改善】

■Ｒ３年度の実績・Ｒ４年度の取組状況を踏まえて

○課題と今後の対応
・障がいのある方の地域生活を支える地域生活支援拠点等の整備を、広域相談支援体制整備事業の全道重点方針に位置づけ、振興局と地域づくりコーディネーターが連携し市町村を支援しているが、地域生活支援拠点等が整備されていない圏域や拠点等が全圏域をカバーしていない地域があるため、引き続き効果的な働きかけの方法などを検討し取組を進めるとともに、圏域会議等を活用し整備状況や事例の情報提供を行う。
○評価（R4年度施策推進審議会での意見）

評価区分（※）	
C	地域生活支援拠点等の数は増加しているが、整備されていない圏域があるため、整備がされていない圏域の市町村に向けた更なる支援に取り組む必要がある。

○令和５年度に向けた改善の方向性（R4年度施策推進審議会での意見）
・引き続き広域相談支援体制整備事業の全道重点方針に位置づけ、市町村を支援するとともに、圏域会議等を活用し、随時、道内の拠点等の整備状況、整備事例、整備に活用できる補助制度等の情報提供を行う。

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■Ｒ４年度の実績・Ｒ５年度の取組状況を踏まえて

○課題と今後の対応

○評価（R5年度施策推進審議会での意見）

評価区分（※）	

○次期計画に向けての意見や方向性（R5年度施策推進審議会での意見）

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■Ｒ５年度の実績踏まえ、第６期計画の成果等

○３年間の取組状況と目標達成状況

○評価（R6年度施策推進審議会での意見）

評価区分（※）	

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

第６期北海道障がい福祉計画推進管理票

【推進項目】	【担当係】
４　北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進	社会参加係

【目的】

障がいのある人に対する意思疎通手段の確保や意思疎通支援者の養成・派遣等を行い、障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の情報を得られるようにする情報保障の確保を図ります。

また、手話が独自の体系を持つ言語であることについて、広く道民への普及啓発を進めるほか、手話を習得するための必要な支援を行います。

【推進施策】

①北海道意思疎通支援条例の施策の推進

②北海道手話言語条例の施策の推進

【取組内容】

１．障がいのある方の多様な意思疎通手段や手話が言語であること等の道民の理解促進

２　視覚障がいや聴覚障がいのある方等への情報提供体制の強化

３　多様な意思疎通手段による情報発信

４　意思疎通支援者の確保に向けた養成研修の充実などによる意思疎通支援等の強化

【関連する成果目標】

項目	目標値	実績（進捗率）		
		R3	R4	R5
目標値の設定なし				

【工程表】

取組番号	R3	R4	R5
1	イベント等での啓発	イベント等での啓発	イベント等での啓発
2	情報提供等の充実	情報提供等の充実	情報提供等の充実
3	動画の作成、配信 音声コードや点字等による情報発信	動画の作成、配信 音声コードや点字等による情報発信	動画の作成、配信 音声コードや点字等による情報発信
4	手話通訳者養成研修実施 要約筆記者養成研修実施 盲ろう者通訳員・介助員養成研修実施 失語症者指導者養成・支援者養成事業実施	手話通訳者養成研修実施 要約筆記者養成研修実施 盲ろう者通訳員・介助員養成研修実施 失語症者指導者養成・支援者養成実施	手話通訳者養成研修実施 要約筆記者養成研修実施 盲ろう者通訳員・介助員養成研修実施 失語症者指導者養成・支援者養成事業実施

【取組状況】

取組番号	R3	R4	R5
1	・各種イベントで条例の普及啓発を目的としたパネルを展示 ・小中学生向け手話教室のカリキュラムを作成し周知		
2	・視聴覚障がい者情報提供施設による情報提供 ・障がい者IT サポートセンターによる相談支援の実施		
3	・手話、字幕、点字、ルビ、テキストデータによる情報の提供 ・知事記者会見への手話通訳		
4	手話通訳者養成研修実施 要約筆記者養成研修実施 盲ろう者通訳員・介助員養成研修実施 失語症者指導者養成・支援者養成事業実施		

【評価・改善】

■Ｒ３年度の実績・Ｒ４年度の取組状況を踏まえて

○課題と今後の対応

引き続き、多様な意思疎通手段の確保や意思疎通支援者の養成・派遣等を行い、情報保障の確保を進める必要がある。

小中学生向け手話教室のカリキュラムの作成・周知をはじめ、条例の普及啓発のため、今後も様々な取組を継続し、道民の理解促進に努めていく必要がある。

○評価（R4年度施策推進審議会での意見）

評価区分（※）	コロナ禍により、多くの事業で一部縮小など、これまでとは異なる状況

B	で事業を実施しているが、今後、オンライン化や遠隔手話サービスの普及など、必要に応じてＩＣＴなどを活用した事業に取り組んでいくとともに、市町村に対しても活用を働きかけていく必要がある。 ・小中学生向け手話教室を実施することで、児童・生徒の時期に手話を知る機会を確保する必要がある。

○令和５年度に向けた改善の方向性（R4年度施策推進審議会での意見）

・コロナ禍により、今後も必要に応じてＩＣＴ等を活用した取組を啓発する。

・意思疎通支援者の確保に向け、子ども向けパンフレットの活用や小中学生向け手話教室の開催などを通じて、若年層を含めて広く普及し、情報保障について一層の理解促進に取り組む。

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■Ｒ４年度の実績・Ｒ５年度の取組状況を踏まえて

○課題と今後の対応	
○評価（R5年度施策推進審議会での意見）	
評価区分 （※）	
○次期計画に向けての意見や方向性（R5年度施策推進審議会での意見）	

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■Ｒ５年度の実績踏まえ、第６期計画の成果等

○３年間の取組状況と目標達成状況	
○評価（R6年度施策推進審議会での意見）	
評価区分 （※）	

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

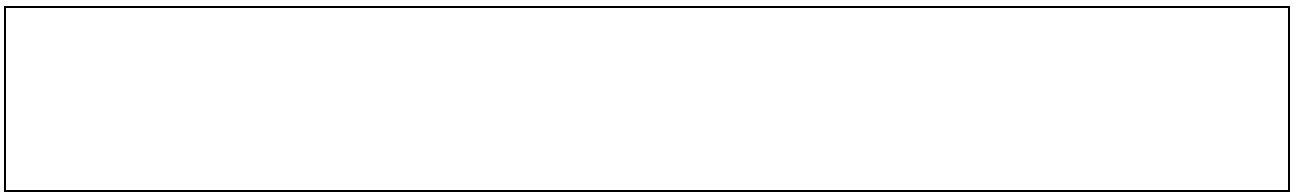

第６期北海道障がい福祉計画推進管理票

【推進項目】	【担当係】企画調整係
５　サービス提供基盤の整備	施設整備指定係

【目的】

市町村や事業所への助言等を行い、圏域ごとにサービスの整備量を調整しながら、地域間の均衡に配慮した計画的な基盤整備を行い、地域間格差の縮小に努めます。

また、広域・分散である北海道の特性を踏まえ、より身近な地域で障がいのある人もない人もともに支え合いながら暮らすことができる地域づくりを広げるため、他の福祉施策と連携し、共生型地域福祉拠点*17の取組を推進します。

【推進施策】

①住まいの基盤整備の充実
②日中活動サービスの充実
③地域生活を支えるサービス基盤の充実
④共生型地域福祉拠点の取組の推進
⑤地域間格差の縮小
⑥施設による支援

【取組内容】

１．社会福祉施設整備補助金を活用した基盤整備
２．サービス基盤の整備とその調整
３．共生型地域福祉拠点の整備（地域福祉課）

【関連する成果目標】

項目	目標値	実績（進捗率）		
		R3	R4	R5
目標値の設定なし				

【工程表】

取組番号	R3	R4	R5
1	補助金による施設整備	補助金による施設整備	補助金による施設整備
2	圏域連絡協議会によるサービス基盤整備量の調整、必要な整備の推進	圏域連絡協議会によるサービス基盤整備量の調整、必要な整備の推進	圏域連絡協議会によるサービス基盤整備量の調整、必要な整備の推進
3	共生型地域福祉拠点の整備について、市町村・関係団体の取組を促進	共生型地域福祉拠点の整備について、市町村・関係団体の取組を促進	共生型地域福祉拠点の整備について、市町村・関係団体の取組を促進

【取組状況】

取組番号	R3	R4	R5
1	社会福祉整備選定に関する有識者懇談会の開催		
2	各圏域連絡協議会にて特定障害福祉サービス整備量の整理及び調整の協議（総量規制の協議）の実施		
3	市町村・関係団体の拠点整備の取組状況等について、ホームページ等にて公表するなど設置に向けた働きかけを実施 ・拠点設置市町村：179市町村		

【評価・改善】

■Ｒ３年度の実績・Ｒ４年度の取組状況を踏まえて

○課題と今後の対応

令和２年度と同様、社会福祉施設整備補助金に係る国庫補助協議施設の選定に当たっては、国の整備方針を踏まえ、整備区分ごとに圏域の充足率の低いものを優先して行い、令和３年度当初予算においては、すべての整備要望に対して予算付けを行うことができたところであるが、今後も財源の確保について、国に対し、引き続き、要望を行っていく。

○評価（R4年度施策推進審議会での意見）

評価区分（※）	
B	・引き続き、計画的な本道における障がいサービスの基盤整備が必要である。

○令和５年度に向けた改善の方向性（R4年度施策推進審議会での意見）

・社会福祉施設整備補助金については、今後も引き続き、国に対して財源の確保を要望していく。

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■Ｒ４年度の実績・Ｒ５年度の取組状況を踏まえて

○課題と今後の対応
○評価（R5年度施策推進審議会での意見）

評価区分（※）	

○次期計画に向けての意見や方向性（R5年度施策推進審議会での意見）

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■Ｒ５年度の実績踏まえ、第６期計画の成果等

○３年間の取組状況と目標達成状況
○評価（R6年度施策推進審議会での意見）

評価区分（※）	

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

資料１－⑥

第６期北海道障がい福祉計画推進管理票

【推進項目】	【担当係】
６　障がい児支援の充実	発達支援係

【目的】

発達の遅れや偏り、障がいのある子どもに対する相談支援、通所支援、入所支援のサービス提供体制の整備や重層的な地域支援体制の構築を推進し、子どもと家族へのより一層の支援体制の充実を図ります。

【推進施策】

①子どもの発達支援の充実
②家族への支援
③福祉、保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
④地域社会への参加・インクルージョン（包容）の推進
⑤障がい児支援体制の基盤整備
⑥特別な支援が必要な子どもへの支援

【取組内容】

１．関係機関担当職員等を対象とした各種研修の実施
２．ペアレントメンターの養成と派遣
３．発達支援推進協議会の開催

【関連する成果目標】

項目	目標値	実績（進捗率）		
		R3	R4	R5
児童発達支援ｾﾝﾀｰ又は市町村中核子ども発達支援ｾﾝﾀｰの設置数	21か所	12か所		
保育所等訪問支援事業所数	21か所	16か所		

【工程表】

取組番号	R3	R4	R5
1	関係機関担当職員等を対象とした各種研修の実施	関係機関担当職員等を対象とした各種研修の実施	関係機関担当職員等を対象とした各種研修の実施
2	ペアレントメンターの養成と派遣	ペアレントメンターの養成と派遣	ペアレントメンターの養成と派遣
3	発達支援推進協議会の開催	発達支援推進協議会の開催	発達支援推進協議会の開催

【取組状況】

取組番号	R3	R4	R5
1	・道立施設専門支援事業の実施 （市町村子ども発達支援センター等対象） （42市町村） ・発達支援関係職員実践研修の実施 （教育局との合同開催） （14(総合)振興局） ・発達支援研修会の開催 （障がい児支援関係職員対象） （３月(１か月)配信） ・難聴児等支援派遣研修事業の実施 （市町村子ども発達支援センター等対象） （21市町村）		
2	・ペアレントメンターの養成研修（１回） ・ペアレントメンターの派遣 （７市町村）		
3	・発達支援推進協議会の開催 （３回）		

【評価・改善】

■Ｒ３年度の実績・Ｒ４年度の取組状況を踏まえて

○課題と今後の対応

・ 障がいのある子どもが、どの地域においても等しく一定の支援が受けられるよう、地域支援体制の構築を図っており、国の基本的な指針に基づき、各圏域に１か所以上、児童発達支援センター（施設基準を満たせずに同センターを設置できない場合には、市町村中核子ども発達支援センター）及び保育所等訪問支援事業所の設置をすることを目標としている。
令和３年度、中核センターの認定基準を満たす事業所に対し、個別に働きかけを行い、留萌圏域で設置されたが、未だ設置が進んでいない地域がある。

・ 地域支援を行う職員の育成を図るため、
- 道立施設の専門職員を市町村へ派遣し、専門的知識や技術を提供する事業
- 教育等の関係機関との連携のもと、実践的な支援技術の向上を図る研修
- 子どもの発達支援に関わる職員の資質向上を図る研修
- 身近な地域で専門的な療育を受けることが難しい難聴児等について、聾学校の教諭や道立施設の言語聴覚士を派遣する事業　を実施する。

・ 発達障がいのある子を育てた経験を基に相談相手となる親（ペアレントメンター）の養成・派遣を行う。

○評価（R4年度施策推進審議会での意見）

評価区分（※）	
C	・障がい児への支援の充実を図るために、各事業を継続する必要がある。 ・児童発達支援センター等の未設置地域について、目標達成に向けた働きかけを行うとともに、地域における課題等を把握する必要がある。

○令和５年度に向けた改善の方向性（R4年度施策推進審議会での意見）

・障がい児支援の充実を図るために、各事業を継続的に実施する。
・児童発達支援センター等の未設置地域について、目標達成に向けた働きかけを行うとともに、地域における課題等の把握を行っていく。

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■Ｒ４年度の実績・Ｒ５年度の取組状況を踏まえて

○課題と今後の対応
○評価（R5年度施策推進審議会での意見）

評価区分 （※）	

○次期計画に向けての意見や方向性（R5年度施策推進審議会での意見）

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■Ｒ５年度の実績踏まえ、第６期計画の成果等

○３年間の取組状況と目標達成状況
○評価（R6年度施策推進審議会での意見）

評価区分 （※）	

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

資料１－⑦

第６期北海道障がい福祉計画推進管理票

【推進項目】	【担当係】
7　発達障がいのある人や医療的ケアの必要な在宅の障がいがある人等への支援	発達支援係

【目的】

発達障がいのある人や医療的ケアの必要な在宅の障がいのある人等が身近な地域において必要な支援を得られるよう、関係機関が連携を図り、地域の支援体制の充実を図ります。

【推進施策】

①発達障がいのある人への支援の充実
②医療を必要とする障がい児者等への支援
③難病等である人への支援

【取組内容】

１．発達支援推進協議会の開催
２．発達障害者支援（地域）センターによる地域の相談支援体制づくりの推進
３．発達障がいに係る啓発事業の実施
４．市町村における医療的ケア児等支援に係る協議の場の設置促進
５．医療的ケア児等コーディネーター養成研修の実施

【関連する成果目標】

項目	目標値	実績（進捗率）		
		R3	R4	R5
主に重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援事業所	21か所	7か所		
主に重症心身障がい児を受け入れる放課後等デイサービス事業所	21か所	7か所		
医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場				
道	1か所	1か所		
圏域	21か所	21か所		
市町村	82か所	44か所		
医療的ケア児等コーディネーター（市町村）	82か所	28か所		

【工程表】

取組番号	R3	R4	R5
1	発達支援推進協議会の開催	発達支援推進協議会の開催	発達支援推進協議会の開催
2	発達障害者支援（地域）センターによる支援 － 市町村等では対応困難な相談に対する対応 － 市町村が実施する事業に対する協力・助言　等	発達障害者支援（地域）センターによる支援 － 市町村等では対応困難な相談に対する対応 － 市町村が実施する事業に対する協力・助言　等	発達障害者支援（地域）センターによる支援 － 市町村等では対応困難な相談に対する対応 － 市町村が実施する事業に対する協力・助言　等
3	発達障がいに係る啓発事業（セミナー、フォーラム等）やパネル展の実施	発達障がいに係る啓発事業（セミナー、フォーラム等）やパネル展の実施	発達障がいに係る啓発事業（セミナー、フォーラム等）やパネル展の実施
4	医療的ケア児がいる市町村に対し、支援に係る協議の場設置の働きかけ	医療的ケア児がいる市町村に対し、支援に係る協議の場設置の働きかけ	医療的ケア児がいる市町村に対し、支援に係る協議の場設置の働きかけ
5	医療的ケア児等コーディネーター養成研修の実施	医療的ケア児等コーディネーター養成研修の実施	医療的ケア児等コーディネーター養成研修の実施

【取組状況】

取組番号	R3	R4	R5
1	・発達支援推進協議会の開催（３回）		
2	・発達障害者支援（地域）センターによる支援 （相談 1,380 件） ※３センターの計 ※本人・家族と関係機関からのもの		
3	・理解促進のための講演会の開催（12月～3月配信） ・パネル展の開催（21 か所）		
4	・協議の場について、未設置の市町村に対する働きかけを実施		
5	・医療的ケア児等コーディネーターの養成研修については、新型コロナウイルスの影響により未実施		

【評価・改善】

■Ｒ３年度の実績・Ｒ４年度の取組状況を踏まえて

○課題と今後の対応

・　発達障がいは、個々によりその特性が異なり、できるだけ早期に適切な支援を行うことが重要であり、発達障害者支援（地域）センターにおいては、市町村等では対応が困難な問題について、本人等からの相談に応じるほか、市町村が行う各種事業に対し、専門的に協力や助言を行うなど、地域の相談支援体制づくりを推進する。

・　発達障がいの特性などに対する道民の理解の促進を図るため、講演会やパネル展を開催する。

・　主に重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、国の基本的な指針に基づき、各圏域に１か所以上設置をすることを目標としているが、設置が進んでいない地域がある。

・　医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場についても、国の基本的な指針に基づき、医療的ケア児が在住する市町村に設置することを目標としているが、設置できていない市町村がある。

・　医療的ケア児等コーディネーターの養成研修については、新型コロナウイルスの影響により令和２、３年度の２年間未実施。

・　令和３年９月、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、道では、本年６月、法に定める医療的ケア児支援センターを設置したところで、今後は、同センターと連携しながら、市町村に対し協議の場を設置するよう働きかけるとともに、医療的ケア児等コーディネーターの養成研修を再開する予定。

発達障がいの特性について道民に理解を広める啓発講習

○評価（R4年度施策推進審議会での意見）

評価区分（※）	
C	・発達障がい者や医療的ケアの必要な在宅の障がい者への支援の充実を図るために、各事業を継続する必要がある。 ・主に重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援事業所等の未設置地域については、目標達成に向けた働きかけを行うとともに、地域の課題等を把握する必要がある。 ・医療的ケア児支援センターと連携しながら、市町村に対し協議の場を設置するよう働きかけるとともに、医療的ケア児等コーディネーターの養成研修を再開することが必要である。

○令和５年度に向けた改善の方向性（R4年度施策推進審議会での意見）

・発達障がい者や医療的ケアの必要な在宅の障がい者への支援の充実を図るために、各事業を継続する。

・主に重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援事業所等の未設置地域については、目標達成に向けた働きかけを行うとともに、地域の課題等の把握を行う。

・医療的ケア児支援センターと連携しながら、市町村に対し協議の場を設置するよう働きかけるとともに、医療的ケア児等コーディネーターの養成研修を再開する。

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■Ｒ４年度の実績・Ｒ５年度の取組状況を踏まえて

○課題と今後の対応

○評価（R5年度施策推進審議会での意見）	
評価区分 （※）	

○次期計画に向けての意見や方向性（R5年度施策推進審議会での意見）

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■Ｒ５年度の実績踏まえ、第６期計画の成果等

○３年間の取組状況と目標達成状況

○評価（R6年度施策推進審議会での意見）	
評価区分 （※）	

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

第６期北海道障がい福祉計画推進管理票

【推進項目】	【担当係】
８　精神保健福祉・医療施策の充実	精神保健医療係

【目的】

精神障がいのある人とその家族が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

【推進施策】

①地域生活を支える体制の整備
②保健・医療の推進

【取組内容】

１　各圏域に設置する精神障がい者地域生活支援センターにおいて精神科病院における長期入院患者の退院促進及び退院後の患者の地域生活定着に向けた支援を行う。

２　精神障がい者の地域生活に係る重層的な支援を行うことを目指し、保健、医療、福祉関係者による協議の場を各市町村に設置するため、広域調整等の支援を行う。

３　ひきこもり当事者、高次脳機能障がい者及び依存症患者等への支援や自殺対策を含む精神保健全般に係る啓発については、第５期北海道障がい福祉計画のもとで実施してきた施策を引き継ぎ継続して進める。

【関連する成果目標】

項目	目標値	実績（進捗率）		
		R3	R4	R5
入院後３ヶ月時点の退院率	69%	国調査により公表時期未定		
入院後６ヶ月時点の退院率	86%	国調査により公表時期未定		
入院後１年時点の退院率	92%	国調査により公表時期未定		
精神病床から退院後の１年以内の地域における平均生活日数（地域平均生活日数）	316日以上（現状維持以上）	国調査により公表時期未定		
精神病床における65歳以上の入院1年以上の長期入院患者数	6,430人以下（現状以下）	6,695人		
精神病床における65歳未満の入院1年以上の長期入院患者数	3,140人以下（現状以下）	2,962人		

協議の場（市町村）	圏域　21か所 市町村　179か所	21か所 111か所		

【工程表】

取組番号	R3	R4	R5
1	退院及び地域定着の促進に向けた支援の実施	退院及び地域定着の促進に向けた支援の実施	退院及び地域定着の促進に向けた支援の実施
2	全市町村に協議の場設置	全市町村に協議の場設置	全市町村に協議の場設置
3	・ひきこもりに関する相談業務及び関係機関との連携体制の構築 ・高次脳機能障がいのある人に対する支援体制の充実 ・保健、医療、福祉等の関係機関及び団体と連携し、「北海道自殺対策行動計画」に基づく施策を推進。	・ひきこもりに関する相談業務及び関係機関との連携体制の構築 ・高次脳機能障がいのある人に対する支援体制の充実 ・保健、医療、福祉等の関係機関及び団体と連携し、「北海道自殺対策行動計画」に基づく施策を推進。	・ひきこもりに関する相談業務及び関係機関との連携体制の構築 ・高次脳機能障がいのある人に対する支援体制の充実 ・保健、医療、福祉等の関係機関及び団体と連携し、「北海道自殺対策行動計画」に基づく施策を推進。

【取組状況】

取組番号	R3	R4	R5
1	精神障がい者地域生活支援センターを21障がい福祉圏域ごとに設置し、地域移行・地域定着支援を実施。 ・協議の場の設置 （21箇所46回） ・ピアサポーターの育成・活用 （登録数101名） ・精神科病院への支援 ・居住先の確保に関する地域での普及啓発・連携活動等		

2	国の調査を活用した、各市町村の協議の場設置状況の把握及び課題分析		
3	・北海道ひきこもり成年相談センターを設置し、各地域において相談会・研修会を15回実施。 （13箇所） ・保健所における相談支援や地域生活を支援するため、就労、在宅生活等の利用支援を実施。 ・北海道自殺対策連絡会議（１回）及び自殺対策地域連絡会議の開催。		

【評価・改善】

■Ｒ３年度の実績・Ｒ４年度の取組状況を踏まえて

○課題と今後の対応
・精神障がい者地域生活支援センターへの相談件数は増加傾向にあるが、入院患者の退院を進めた結果、現状、長期入院しているのは重度の患者が多くなっており、地域移行した人数の増加率は減少傾向にある。引き続き、精神障がい者地域生活支援センターの活動を継続的に行い、長期入院患者が地域移行できるように進めていく。また、一時的に退院をしても再入院になる方もいることから、地域で住みやすい環境を整備できるよう、地域住民への普及啓発活動等を行い、地域定着支援についても継続していく。 ・各市町村の協議の場設置に向けた支援については、未設置市町村の課題分析を行い、既に設置済の市町村の好事例などを情報提供していく。 ・ひきこもり、高次脳機能障がい、依存症対策及び自殺対策の支援については、引き続き取組を継続していく。
○評価（R4年度施策推進審議会での意見）

評価区分（※）	
C	より効果的な支援を実施するため、関係機関との連携を密にし、成果目標達成に向けて、事業を継続する必要がある。

○令和５年度に向けた改善の方向性（R4年度施策推進審議会での意見）

・各市町村で協議の場を設置できるよう、引き続き精神障がい者地域生活支援センターの圏域会議等を活用し、整備状況や好事例の情報提供を行い、市町村への支援を行う。

また、その他の支援についても引き続き、関係機関等と連携し、地域のサポート体制づくりを行う。

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■Ｒ４年度の実績・Ｒ５年度の取組状況を踏まえて

○課題と今後の対応

○評価（R5年度施策推進審議会での意見）

評価区分（※）	

○次期計画に向けての意見や方向性（R5年度施策推進審議会での意見）

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■Ｒ５年度の実績踏まえ、第６期計画の成果等

○３年間の取組状況と目標達成状況

○評価（R6年度施策推進審議会での意見）

評価区分（※）	

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

資料１－⑨

第６期北海道障がい福祉計画推進管理票

【推進項目】	【担当係】
９　就労支援施策の充実・強化	社会参加係

【目的】

障がいがあっても、いきいきと働くことができるよう、社会全体で応援する体制づくりを進めながら、就労機会の拡大や定着支援、さらに工賃水準の向上に向けた取組を推進します。

【推進施策】

①道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり
②一般就労の推進
③多様な就労の機会の確保
④福祉的就労の底上げ

【取組内容】

１．働く障がい者に対する社会全体での応援体制づくりのための「障がい者就労支援企業認証制度」及び「障がい者就労支援の輪を広げる取組～道民一人１アクション」の推進
２．障がい者就労施設等の受注機会増大のための優先調達の推進及び市町村への働きかけ
３．関係機関のネットワーク充実のための北海道障害者雇用支援合同会議の開催
４．就労支援サービスの質の向上のための自己評価制度の導入
５．農福連携の取組など地域における新たな業態、業種の開拓・確保
６．工賃向上のための指定法人制度の推進

【関連する成果目標】

項目	目標値	実績（進捗率）		
		R3	R4	R5
年間一般就労者数	1,414人	1,043人		
一般就労移行者数（就労移行支援事業）	840人	591人		
一般就労移行者数（就労継続支援Ａ型）	229人	185人		
一般就労移行者数（就労継続支援Ｂ型）	323人	267人		
就労定着支援事業の利用者数	70%	75.6%		
職場定着率８割以上の事業所の割合	70%	66.7%		
障害者就業・生活支援センターの整備	12カ所	11カ所		
平均工賃月額	30,610円	集計中		
工賃向上計画を策定する事業所の	100%	80.3%		

割合				
企業認証制度登録企業数	213社	180社		
優先調達方針を策定する市町村数	179市町村	154市町村		

【工程表】

取組番号	R3	R4	R5
1	イベント等での「企業認証制度」及び「アクション」のＰＲ	イベント等での「企業認証制度」及び「アクション」のＰＲ	イベント等での「企業認証制度」及び「アクション」のＰＲ
2	道庁各部局への障害者就労施設等からの物品等の調達の働きかけ及び市町村への調達方針策定への働きかけ	道庁各部局への障害者就労施設等からの物品等の調達の働きかけ及び市町村への調達方針策定への働きかけ	道庁各部局への障害者就労施設等からの物品等の調達の働きかけ及び市町村への調達方針策定への働きかけ
3	北海道障害者雇用支援合同会議開催による関係施策の調整	北海道障害者雇用支援合同会議開催による関係施策の調整	北海道障害者雇用支援合同会議開催による関係施策の調整
4	自己評価制度の実施による就労支援サービスの改善及び実施結果を活用した地域の支援ネットワーク強化	自己評価制度の実施による就労支援サービスの改善及び実施結果を活用した地域の支援ネットワーク強化	自己評価制度の実施による就労支援サービスの改善及び実施結果を活用した地域の支援ネットワーク強化
5	農業等の就労事例の周知及び取組の促進	農業等の就労事例の周知及び取組の促進	農業等の就労事例の周知及び取組の促進
6	指定法人による授産事業所の収益力向上及び販路拡大支援	指定法人による授産事業所の収益力向上及び販路拡大支援	指定法人による授産事業所の収益力向上及び販路拡大支援

【取組状況】

取組番号	R3	R4	R5
1	パネル展やブックフェア等での「企業認証制度」(180社)及び「アクション」(569社)のＰＲ		
2	道庁各部局への調達可能物品等の周知及び市町村への調達方針策定の働きか		

	け（集計中）		
3	一般就労を推進するための施策の検討		
4	利用者の利便性向上のための自己評価結果の開示促進		
5	ノウフクマルシェ（５回）やコロナ禍に対応したオンラインマルシェの開催、農福・水福連携マッチング事業の実施、成果報告会の開催 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため一部中止		
6	複数事業所での共同商品開発支援や大型商業施設での販売会の拡大(21回) ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため一部中止		

【評価・改善】

■Ｒ３年度の実績・Ｒ４年度の取組状況を踏まえて

○課題と今後の対応

・障がい者の新たな就労の場の創出のため、農福連携では生産物の販路拡大や売上向上に向けた取組、地域の経済社会を支える農業、福祉、商工等の各機関の連携による一層の充実に取り組んでいく。

・企業認証制度については、Ｒ３年度から働き方改革推進企業認定制度の加点対象となったことで申請増となったが、有効期限満了により登録数は減少したため、更なる普及啓発が必要であり、業界団体への働きかけに取り組んでいく。

○評価（R4年度施策推進審議会での意見）

評価区分（※）	
C	○農福・水福連携などによる就労の場の創出などに一層取り組む必要がある。 ○企業認証制度の認証企業数の拡大などに向けた検討が必要である。

○令和５年度に向けた改善の方向性（R4年度施策推進審議会での意見）

○農福・水福連携などの実施拡大に向けた施策を検討する。

○企業認証制度の認証企業数の拡大などに向け検討する。

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■Ｒ４年度の実績・Ｒ５年度の取組状況を踏まえて

○課題と今後の対応
○評価（R5年度施策推進審議会での意見）

評価区分 （※）	

○次期計画に向けての意見や方向性（R5年度施策推進審議会での意見）

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■Ｒ５年度の実績踏まえ、第６期計画の成果等

○３年間の取組状況と目標達成状況
○評価（R6年度施策推進審議会での意見）

評価区分 （※）	

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

第６期北海道障がい福祉計画推進管理票

【推進項目】	【担当係】
１０　多様な人材の確保・養成及びサービスの質の向上	地域支援係・事業指導係

【目的】

サービスの利用相談や計画策定を担う相談支援専門員やサービス管理責任者等の養成を行うとともにサービスの提供に直接必要な多様な人材の確保に努めます。

また、適切で良質なサービスが提供されるよう、研修などを通じ障害福祉サービス等及び通所支援等のサービスの質の向上を図ります。

【推進施策】

①人材の養成・確保

②サービスの質の向上

【取組内容】

１　サービス等利用計画を作成する相談支援専門員、サービス提供の中核を担うサービス管理責任者や児童発達支援管理責任者の養成や、強度行動障がいなどの障がい特性に応じた適切な支援ができる者の養成

２　サービス管理責任者や相談支援従事者等の資質の向上を図るため、身近な地域でのフォローアップ研修の実施

３　北海道自立支援協議会を活用した研修体制や内容等の検討

４　利用者が適切にサービスを選択できるよう障害福祉サービス事業者等の指定情報の公表

５　サービス利用に関する苦情解決の仕組みや福祉サービスの第三者評価制度の積極的な活用

【関連する成果目標】

項目	目標値	実績（進捗率）		
		R3	R4	R5
目標値の設定なし				

【工程表】

取組番号	R3	R4	R5
1	相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等の必要数の養成	相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等の必要数の養成	相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等の必要数の養成
2	地域づくりコーディネーターを活用したフォローアップ研修の実施	地域づくりコーディネーターを活用したフォローアップ研修の実施	地域づくりコーディネーターを活用したフォローアップ研修の実施

3	北海道自立支援協議会　を活用した研修体制や内容等の検討	北海道自立支援協議会　を活用した研修体制や内容等の検討	北海道自立支援協議会　を活用した研修体制や内容等の検討
4	障害福祉サービス事業者等の指定情報の公表	障害福祉サービス事業者等の指定情報の公表	障害福祉サービス事業者等の指定情報の公表
5	国の制度を活用した苦情解決制度・評価制度の周知	国の制度を活用した苦情解決制度・評価制度の周知	国の制度を活用した苦情解決制度・評価制度の周知

【取組状況】

取組番号	R3	R4	R5
1	相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等養成研修の実施		
2	フォローアップ研修の実施		
3	北海道自立支援協議会人材育成部会での研修体制や内容等の検討		
4	指定障害児通所支援事業所・入所施設一覧の公表		
5	国の制度を活用した苦情解決制度・評価制度の周知		

【評価・改善】

■Ｒ３年度の実績・Ｒ４年度の取組状況を踏まえて

○課題と今後の対応

・安定したサービスが提供されるためには、相談支援専門員やサービス管理責任者等必要な人材を養成する研修の定員を確保する必要があるため、引き続き指定研修事業者への定員増の協力要請等を行う。

・障害福祉サービスの質の向上のため、引き続き各振興局において障害福祉サービス事業者等の指定にあたり指導を行うとともに、サービス利用に関する苦情解決制度や評価制度が適正に活用されるよう周知を行う。

○評価（R4年度施策推進審議会での意見）

評価区分（※）	
B	安定したサービスが提供されるためには、相談支援専門員やサービス管理責任者等の養成及び障害福祉サービスの質の向上が重要なので、人材の養成やサービスの質の向上に向け取り組む必要がある。

○令和５年度に向けた改善の方向性（R4年度施策推進審議会での意見）

・受講希望者のニーズを踏まえた研修定員を確保するよう、指定研修事業者への定員増の協力要請や新たな研修事業者の指定等を検討する。

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■Ｒ４年度の実績・Ｒ５年度の取組状況を踏まえて

○課題と今後の対応

○評価（R5年度施策推進審議会での意見）

評価区分（※）	

○次期計画に向けての意見や方向性（R5年度施策推進審議会での意見）

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■Ｒ５年度の実績踏まえ、第６期計画の成果等

○３年間の取組状況と目標達成状況

○評価（R6年度施策推進審議会での意見）

評価区分（※）	

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

第６期北海道障がい福祉計画推進管理票

【推進項目】	【担当係】
１１　安全確保に備えた地域づくりの推進	社会参加係

【目的】

市町村や関係団体と連携を図り、災害や感染症発生時はもとより日常的に障がいのある方々の安全確保を推進し、その障がい特性に配慮した支援が行えるよう、地域住民などとの共生による支援体制づくりを進めます。

【推進施策】

①安全確保に備えた地域づくりの推進

【取組内容】

１　災害時等における障がい者等の支援策について、必要に応じて各種計画や手引き等における情報を更新し、市町村へ情報提供する。

２　社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定推進

３　市町村における福祉避難所の確保促進（総務課）

【関連する成果目標】

項目	目標値	実績（進捗率）		
		R3	R4	R5
	目標値の設定なし			

【工程表】

取組番号	R3	R4	R5
1	市町村への情報提供	市町村への情報提供	市町村への情報提供
2	社会福祉施設等非常災害対策計画の集団指導等を活用した策定推進	社会福祉施設等非常災害対策計画の集団指導等を活用した策定推進	社会福祉施設等非常災害対策計画の集団指導等を活用した策定推進
3	福祉避難所に係る調査を実施し、市町村の課題を把握の上、必要な助言等を行う	福祉避難所に係る調査を実施し、市町村の課題を把握の上、必要な助言等を行う	福祉避難所に係る調査を実施し、市町村の課題を把握の上、必要な助言等を行う

【取組状況】

取組番号	R3	R4	R5
1	・北海道聴覚障がい者情報センターが作成した災害時における聴覚障がい者への情報支援に関するマニュアルなどを各市町村へ周知。 ・新型コロナワクチン集団接種時の、障がい者への情報保障の対応例を市町村へ周知。		
2	集団指導等を活用した策定推進		
3	・福祉避難所等に係る調査を実施。 ・市町村と福祉避難所等に係る意見交換を実施。		

【評価・改善】

■Ｒ３年度の実績・Ｒ４年度の取組状況を踏まえて

○課題と今後の対応
・災害対策に係る支援については、全庁的に取り組んでいく必要がある。
○評価（R4年度施策推進審議会での意見）

評価区分（※）	
B	・災害や感染症等が発生した際に障がい者への必要な配慮について、引き続き、見直しや情報提供を進めていく必要がある。

○令和５年度に向けた改善の方向性（R4年度施策推進審議会での意見）

・災害や感染症が発生した際に必要な、情報伝達手段や避難所での情報提供等について、「障がいのある方への配慮と情報保障のための指針」等を活用し、障がい特性を踏まえた適切な配慮を行うよう周知していく。

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■Ｒ４年度の実績・Ｒ５年度の取組状況を踏まえて

○課題と今後の対応

○評価（R5年度施策推進審議会での意見）

評価区分（※）	

○次期計画に向けての意見や方向性（R5年度施策推進審議会での意見）

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■Ｒ５年度の実績踏まえ、第６期計画の成果等

○３年間の取組状況と目標達成状況

○評価（R6年度施策推進審議会での意見）

評価区分（※）	

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている